

## 広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「参加・参画と協働」条文案

### 大項目：参加・参画と協働

#### ■計画、審議機関への参加

#### ○全体意見

- ・西脇市のものがよい
- ・公募委員は人材育成の機会でもある、生涯学習の項目とも関連するのではないか。
- ・公募しても人材が集まらないなど、ハードルが高いところもあるので、町民の参画意欲が高められるように啓発活動、もっとおもしろく、わくわくする、そういうやり方を追及して、いろんなレベルでの町民参加が増えていくようにしてほしい。
- ・参画推進や協働の指針など、今後のところにつくっていく制度で明記していくべきものもあるのではないか。

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇市のものをベースにしたらよいが、重大なものだけでなく、かぐや姫祭りなども、たとえば興味関心が高い町民が参加できるようにしてほしい。</li> <li>・団体等の長でなくとも、町の委員会などに参画できる方法がとられていることが大切。</li> <li>・いくつも役職が重なりいつも同じ人がやっている。</li> <li>・町民が公募などに対して手を挙げていく意識改革も必要。</li> <li>・委員等の三選禁止、複数審議会委員禁止などは規定してほしい。</li> <li>・男女共同参画に1年携わったが、その後、充て職の委員などは1年交代でどんどん変わりその後のことが情報共有されていない。一度関わったら、ずっと責任をもてるようなフォローの機会づくりも大切ではないか。</li> <li>・町の委員会では、いつも同じような顔ぶれの委員ばかりである。かぐや姫まつりなども同じ人たちがやっているのでいつも同じ感じになってしまう。新しい視点をもった人が参加できるように。</li> <li>・「町民生活に大きな影響を及ぼす」という言い回しは、ハードルが高いのでは。もっと簡単な文言に。企画段階に町民が入れるような仕組みができるような条文に。</li> <li>・参加のメニューが逐条解説などにわかりやすく表示されているとよい。</li> <li>・パブリックコメントの結果や回答、町民参加の公募情報、審議会の情報などがもっとわかりやすいホームページをつくってほしい。</li> </ul>
-------	---

（計画、審議会への参加）の項目は、西脇市の第10条（参画の制度）及び第11条（審議会等の運営）をベースに考えると、既に議論した（参加、参画と協働の制度）の項目と重なるため、（参加、参画と協働の制度）に必要な条文を加えることとする。

(参加、参画と協働の制度)

- 第〇〇条 町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。
- 2 町は、計画等の制定や見直しに当たっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとする。
- 3 町は、前2項において高齢者や障がいのある人等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければならない。
- 4 町は、審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から委員を公募するよう努めなければならない。
- 5 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に係るものを除き、原則として、公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとする。
- 6 町は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等において、多様な主体がその担い手となれるよう適切な措置を講じるとともに、町民同士及び町と町民が協働して取り組む機会の拡充に努めなければならない。
- 7 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換が行える場や機会を設定し、町民と町又は町民同士が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとする。

## ■まちづくり活動への支援・市民公益活動（NPO）

### ○全体意見

- ・吉野町の条文をベースにしたらよいのではないか。
- ・丹波市の場合、公益活動について定義が説明されているのがよいし、逐条解説にのせる方法もあるかと思うので、検討してほしい。
- ・西脇市も、情報及び学習の機会を提供するという、町民への啓発的な文言があり、生涯学習とも関連し、今後の参画や協働推進の条例などつくることにもつながるのでよいのではないか。
- ・吉野町の適切な措置を講じるは抽象的で、他のところは具体的でよいと思う。
- ・支援メニューは具体的がよいが、活動拠点まで書いているところもあるが広陵町ではどこまで支援するつもりなのか。

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・吉野町など、条例ができたあとにどうなったのか知りたい。近いところであれば視察学習をしたい、講師として呼ぶのもいいので、ぜひ実現してほしい。</li><li>・社会福祉協議会がボランティアセンターの機能をもっているが、紹介する団体で入っていないところもあるのではないか。</li><li>・行政だけで情報を集めるのか、住民も情報を集める必要があるのではないか。</li><li>・広陵町にもNPOなどがたくさんあるが、全然知らない。もっと町民がNPO活動に参加できるようになるとよい。団体などを紹介する情報提供と共有が大事ではないか。</li><li>・町とNPOの協働はよいが、庁内協働も大事ではないか。情報共有も盛り込んでほしい。</li><li>・将来的には、中間支援機能、コーディネート機関などにつながる仕組みの構築などもあればよいが、町としてどこまで想定するのかによって条文が変わるのではないか。</li></ul>
-------	---

### （まちづくり活動への支援・町民公益活動（NPO））

第〇〇条 町民は、社会的課題の解決やまちづくりのために、自発的かつ自主的な意思に基づく非営利で公益的な活動（以下「町民公益活動」という。）に関心を持ち役割を理解するように努めるものとする。

2 町民は、自ら町民公益活動を行う団体を形成し、又は参加することができる。

3 町民公益活動団体は、多様な主体と積極的に協働して社会的課題の解決やまちづくりのために活動するよう努めるものとする。

4 町は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な措置を講じるものとする。

※ 適切な措置の内容（情報、学習機会及び活動拠点の提供等については、逐条解説で対応予定）